

NPO法人 Otete Kirei 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人 Otete Kirei という。日本語表記はオテテ キレイと表
する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区西蒲田5-23-22東京工科大学12号館
4階M403に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、科学的根拠に基づく効果的な手洗
い方法の普及啓発と研究活動を通じて、感染症予防に関する意識向上と手洗
い技術向上を図り、医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等における
衛生管理の質的向上に寄与し、公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の
活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業とし
て、次の事業を行う。

- (1) 医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等への手洗い教育事業
- (2) 効果的な手洗い方法の調査・研究事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) サポート会員（賛助会員） この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の6分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する事項で、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合については、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定

予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	上條 史記
副理事長	上野 楓
理事	青山 玲奈
理事	森 あゆな
監 事	田中 久
監 事	下田 大輔

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年11月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員：個人 2,000円

サポート会員（賛助会員）：個人 0円 団体 10,000円

(2) 年会費 正会員：個人 3,000円

サポート会員（賛助会員）：個人 1口 500円(1口以上)

団体 1口 50,000円(1口以上)

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人 Otete Kirei

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事・ ☒ 監事	カシヨウ フミノ 上條 史記	有・ ☒ 無	理事長
2	☒ 理事・ ☒ 監事	ウエノ カエデ 上野 楓	有・ ☒ 無	副理事長
3	☒ 理事・ ☒ 監事	アヤマ レイ 青山 玲奈	有・ ☒ 無	
4	☒ 理事・ ☒ 監事	モリ アユナ 森 あゆな	有・ ☒ 無	
5	理事・ ☒ 監事	タカ カズヒサ 田中 千久	有・ ☒ 無	
6	理事・ ☒ 監事	シタ ダイスケ 下田 大輔	有・ ☒ 無	
7	理事・監事		有・無	
8	理事・監事		有・無	
9	理事・監事		有・無	
10	理事・監事		有・無	

令和7年度 事業計画書

NPO法人 Otete Kirei

1 事業実施の方針

令和7年度は、東京都大田区の医療・福祉施設・教育機関・食品関連事業者を主な活動場所として手洗い教育事業を展開する。

効果的な手洗い方法を運動学的に解析して手洗い動作の解析を行い、オープンアクセスが可能な学術誌のプラットフォームやSNS、アプリケーションを通じて公開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等への手洗い教育事業	対象施設を訪問し、手洗い教育と技術指導の出前講義を年3回行う。	5月、9月、12月	東京都大田区内の医療施設(病院)、保育園、小学校、食品加工所等	4人	東京都大田区及びその周辺施設利用者・高年齢者等	30人×年3回	1800
効果的な手洗い方法の調査・研究事業	研究に同意いただいた対象者より、手洗い動作の測定を行いその動作解析を行う。	随時	東京都大田区西蒲田東京工科大学	4人	手洗いに興味のある一般市民、学生、職(研究参加した者)	20名	600
	研究成果は、オープンアクセス論文や教育用アプリとして公開し、WebやSNSを通じて一般市民や教育機関が自由に利用できる形で社会に還元する。	随時	インターネット上(Webサイト、アプリ、プラットフォームなど)	4人	手洗いや感染予防に興味のある市民	不特定多数	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和8年度

事業計画書

NPO法人 Otete Kirei

1 事業実施の方針

令和7年度は、東京都大田区の医療・福祉施設・教育機関・食品関連事業者を主な活動場所として手洗い教育事業を展開する。

効果的な手洗い方法を運動学的に解析して手洗い動作の解析を行い、オープンアクセスが可能な学術誌のプラットフォームやSNS、アプリケーションを通じて公開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等への手洗い教育事業	対象施設を訪問し、手洗い教育と技術指導の出前講義を年3回行う。	5月、9月、12月	東京都大田区内の医療施設(病院)、保育園、小学校、食品加工事業所等	4人	東京都大田区及びその周辺施設利用者・職・児童・高齢者等	30人×年3回	1800
効果的な手洗い方法の調査・研究事業	研究に同意いただいた対象者より、手洗い動作の測定を行いその動作解析を行う。	随時	東京都大田区西蒲田東京工科大学	4人	手洗いに関心のある一般市民、学生、施設(研究参加した者)	20名	600
	研究成果は、オープンアクセス論文や教育用アプリとして公開し、WebやSNSを通じて一般市民や教育機関が自由に利用できる形で社会に還元する。	随時	インターネット(Webサイト、アプリ、学術誌プラットフォームなど)	4人	手洗いや感染予防に興味のある一般市民	不特定多数	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

令和7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 Otete Kirei

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			170,000
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	120,000		
2 受取寄附金			1,200,000
受取寄附金	700,000		
施設等受入評価益	500,000		
3 受取助成金等			1,000,000
受取補助金	1,000,000		
4 事業収益			1,800,000
医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等への手洗い教育 事業収益	800,000		
効果的な手洗い方法の調査・研究事業収益	1,000,000		
5 その他の収益			1,000
受取利息	1,000		
経常収益計			4,171,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,500,000
給料手当	1,000,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	300,000		
福利厚生費	200,000		
(2) その他経費			900,000
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	500,000		
減価償却費	200,000		
印刷製本費	150,000		
事業費計			2,400,000
2 管理費			
(1) 人件費			640,000
役員報酬	0		
給料手当	480,000		
退職給付費用	100,000		
福利厚生費	60,000		
(2) その他経費			470,000
消耗品費	100,000		
水道光熱費	0		
通信運搬費	120,000		
地代家賃	0		
旅費交通費	150,000		
減価償却費	100,000		
管理費計			1,110,000
経常費用計			3,510,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			661,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			661,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			0
次期繰越正味財産額③－④+⑤			591,000

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 Otete Kirei

（単位：円）

科 目		金 額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			170,000
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	120,000		
2 受取寄附金			1,200,000
受取寄附金	700,000		
施設等受入評価益	500,000		
3 受取助成金等			1,000,000
受取補助金	1,000,000		
4 事業収益			1,800,000
医療・福祉施設、教育機関、食品関連事業者等への手洗い教育 事業収益	800,000		
効果的な手洗い方法の調査・研究事業収益	1,000,000		
5 その他の収益			1,000
受取利息	1,000		
経常収益計			4,171,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			1,500,000
給料手当	1,000,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	300,000		
福利厚生費	200,000		
(2) その他経費			900,000
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	500,000		
減価償却費	200,000		
印刷製本費	150,000		
事業費計			2,400,000
2 管理費			
(1) 人件費			640,000
役員報酬	0		
給料手当	480,000		
退職給付費用	100,000		
福利厚生費	60,000		
(2) その他経費			470,000
消耗品費	100,000		
水道光熱費	0		
通信運搬費	120,000		
地代家賃	0		
旅費交通費	150,000		
減価償却費	100,000		
管理費計			1,110,000
経常費用計			3,510,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			661,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			661,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			591,000
次期繰越正味財産額 ③－④+⑤			1,182,000

NPO法人 Otete Kirei 設立趣旨書

感染症は常に私たちの健康と社会生活を脅かす存在です。近年では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を経験し、基本的な衛生習慣の重要性が改めて認識されました。特に「手洗い」は、あらゆる感染症予防の基本であり、最も効果的かつ経済的な予防方法として国内外の保健機関から推奨されています。

しかし、私の学生を対象として研究調査によると、正しい手洗いの方法を実践できているのは全体の30%程度に留まっており、「ただやっているだけ」の方もいることがわかりました。免疫力は年齢と共に低下していくので、病気になってしまうと体力的にも元の生活に戻ることは難しくなります。それが、大きな病気であれば尚更です。これは、医療や食品業界に大きな影響を及ぼし、日本の持続的な発展にも多大な影響を与える問題であると言えます。

これらの問題を解決し、社会全体の衛生環境を向上させるためには、科学と実践が調和した手洗い教育の新たなパラダイムを構築する必要があります。まず目指すべきは、運動学的解析に基づいた効果的な手洗い方法が広く普及し、様々な教育現場で活用される社会です。科学的根拠に裏付けられた手法が標準となることで、手洗いの効果が最大化され、感染症予防の実効性が高まります。

また、「一人ひとりに合った手洗い」を実現するため、年齢、身体特性、職業などに応じて最適化された手洗い教育プログラムの開発・実施が不可欠です。幼児には楽しく学べる工夫を、高齢者には無理なく確実に実践できる方法を、障がいのある方には個々の特性に合わせたアプローチを提供することで、すべての人が自分に適した方法で効果的な手洗いを実践できます。

我々は、これまで研究室の活動として、運動学的アプローチによる手洗い動作を詳細に解析してきました。また、これらの研究報告を学会や論文誌での報告、また小学生向けのイベントでは手洗いの重要性を伝えてきました。

しかしながら、一人の教員の研究室であるためその過程でいくつかの限界に直面してきました。まず、研究室という立場では、保育園や学校、医療機関などに対して活動提案を行う際に社会的信用が不足し、連携構築が困難であるという課題がありました。そこで、こうした障壁を取り払って、団体運営の効率性向上とさらなる事業の拡大を目指し、我々の活動に賛同してくれる誰もが参加できる団体である、特定非営利活動法人となることを決意いたしました。

特定非営利活動法人となった暁には、定期的な総会の実施や、法令等で定められた種類の作成・提出。一般市民への情報公開などを適切に行うことで、社会的信用を得、健全な法人運営が実現できると考えます。我々は、科学的根拠に基づく手洗い教育を広く社会に普及させることで、感染症予防に貢献し、すべての人々の健康と安全を守る社会の実現を目指します。

2025年 6月 27日

設立代表者

氏名

上條 史記